

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和4年3月29日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第7号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条カウンセリングセンターの項第6号中「保護者」の右に「(親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童又は生徒を現に監護するものをいう。)」を加える。

(京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第48条第1項本文中「生徒の」を削り，「又は未成年後見人」を「，未成年後見人その他の者で，生徒を現に監護するもの」に改める。

(京都市教科書選定委員会規則の一部改正)

第3条 京都市教科書選定委員会規則の一部を次のように改正する。

第2条中「及び未成年後見人」を「，未成年後見人その他の者で，児童又は生徒を現に監護するもの」に改める。

附 則

この規則は，令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局指導部学校指導課)